愛知県地域強靱化計画(仮称)策定に向けた 脆弱性評価(案)

1. 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)

○ 国土強靱化基本計画で設定されている8つの「事前に備えるべき目標」と45の「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)をもとに、愛知県の地域特性等を踏まえ、項目の追加や削除、表現の修正を行い、43のリスクシナリオを設定した。(地震以外のリスクに関する事態及び地域性から該当しない事態等を削除するとともに、地域の視点として避難所の機能不足等に関する事態(6-5)及び住居確保等の遅延による事態(8-6)を追加した。)

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
1 大規模地震災害が発生	1-1 大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅
したときでも人命の保護	密集地における火災による死傷者の発生
が最大限図られる	1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
	1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
	1-4 堤防の沈下、水門等の倒壊による広域かつ長期的な市街地 等の浸水
	1-5 大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発 生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
	1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者 の発生
2 大規模地震災害発生直	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期
後から救助・救急、医療活	停止
動等が迅速に行われる(そ	2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
れがなされない場合の必	2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活
要な対応を含む)	動等の絶対的不足
	2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生による都市 の混乱
	2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途 絶による医療機能の麻痺
	2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3 大規模地震災害発生直	3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化
後から必要不可欠な行政	3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
機能は確保する	3-3 首都圏での中央官庁機能の機能不全による行政機能の大幅 な低下
	3-4 名古屋市三の丸地区等の地方行政機関、県、市町村の職員・ 施設等の被災による機能の大幅な低下
4 大規模地震災害発生直	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
後から必要不可欠な情報通 信機能は確保する	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に 伝達できない事態
5 大規模地震災害発生後	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による
であっても、経済活動(サ	国際競争力の低下

プライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	5–2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギ 一供給の停止
DATE TELEPHONE	5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
	5–4	陸・海・空の基幹的交通ネットワークの機能停止
	5–5	金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発 生する事態
	5-6	食糧等の安定供給の停滞
6 大規模地震災害発生後	6–1	電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)や石油・
であっても、生活・経済活		LP ガスサプライチェーンの機能停止
動に必要最低限の電気、ガ	6-2	上水道等の長期間にわたる機能停止
ス、上下水道、燃料、交通	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期	6–4	地域交通ネットワークが分断する事態
復旧を図る	6–5	避難所の機能不足等により避難者の生活に支障が出る事態
7 制御不能な二次災害を	7–1	市街地での大規模火災の発生
発生させない	7–2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
	7–3	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
	7–4	排水機場等の防災施設、ため池、ダム等の損壊・機能不全 による二次災害の発生
	7–5	有害物質の大規模拡散・流出
	7–6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	7–7	風評被害等による国家経済等への甚大な影響
8 大規模地震災害発生後	8–1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興
であっても、人口や企業の		が大幅に遅れる事態
流出を回避し、地域社会・	8-2	復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、ボ
経済が迅速に再建・回復で		ランティア、労働者、地域に精通した技術者等)や物資等
きる条件を整備する		の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8–3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興 が大幅に遅れる事態
	8–4	新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に 遅れる事態
	8–5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生
		により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-6	被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ

2. 個別施策分野と横断的分野の設定

○ 国土強靱化基本計画において設定された施策分野(12の個別施策分野及び3の横断的分野)をもとに、11の個別施策分野及び4の横断的分野を設定した。

(基本計画における「産業構造」と「金融経済」の個別施策分野を「産業・経済」として 統合するとともに、地域の視点として横断的分野に「産学官民・広域連携」を追加した。

個別施策分野	横断的分野				
1. 行政機能/警察・消防等	1. リスクコミュニケーション				
2. 住宅・都市	2. 老朽化対策				
3. 保健医療・福祉	3. 研究開発				
4. エネルギー	4. 産学官民・広域連携				
5. 情報通信					
6. 産業・経済					
7. 交通・物流					
8. 農林水産					
9. 地域保全					
10. 環境					
11. 土地利用					

3. 脆弱性評価の実施手順

- 国土強靱化基本法(第9条第5項、第17条第1項)において、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価を行うこととされており、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」を参考とした。
- 国・関係団体(検討会議)・県内部の取組状況の把握に加え、「あいちビジョン 2020」等の本県の計画等、「中部圏地震防災基本戦略」(南海トラフ地震対策中部圏戦略会議策定)、「愛知県における防災対策等への提言」(愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等地震被害予測調査ワーキングループ)などを基に愛知県の脆弱性を総合的に評価した。
- 今後、国土強靱化基本計画、名古屋市との調和や津波避難対策特別強化地域に指定された3市町(豊橋市、田原市、南知多町)の脆弱性を考慮しながら、リスクへの対応方策の検討(STEP4)を進めていく。

【脆弱性評価の進め方】



			個別 ① 行政機能/警察消防等		施 策 分 野 ② 住宅・都市		3	~	11)	「起きてはならない最悪の 事態」を回避するという観点 からの、現在取り組んでい る施策の評価
起きてはならない	1-1	大都市での 建物・交通施 設等の複合 的・大規模倒 壊や住宅密 集地における 火災による死 傷者の発生	0.	・国、関係団体、・「あいちビジョ・「中部圏地震版・「愛知県におけた提言」(地震被	a ン 202 5災基本 ける防災	2O」等 戦略」 対策等 間査We	デ			O
最悪の	1-2		0.		,0				リスクシナリオ ごとの脆弱性 評価結果(1)	
事態										
	8-6									
11の個別施策分野		0			う野ご					
		リスクコミュニケーション		性評価結果(2)						
	4の横断的分野		老朽化対策 (0					
ユロン 「英俊」 ロコンコ 主!			研究開発)				
				産学官民・広域連携 〇・・・・・・・・				J		

図. 脆弱性評価の手順

4. 脆弱性評価結果

- (1) リスクシナリオごとの脆弱性評価結果
 - 1) 大規模地震災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

(建築物等の耐震化)

○住宅・建築物等の耐震化は、耐震化の必要性に対する認識不足、耐震診断の義務付けに伴う耐震診断、耐震改修の経済的負担が大きいことなどから、老朽化マンションの建替え促進等も含め、更にきめ細かな対策が必要である。また、つり天井など非構造部材や、外壁落下対策等の対策を併せて進める必要がある。また、長周期地震動の影響を受けやすい超高層建築物等の構造安全性の確保を促進する必要がある。(住宅の耐震化率85%(H23))

(交通施設等における耐震化の促進)

○交通施設等及び沿線・沿道建築物の複合的な倒壊を避けるため、これらの耐震化を促進する必要がある。また、交通施設等の耐震化に係る研究・技術開発について、長期的な視点に立って促進していくことが必要である。

(大規模造成地等の脆弱性の解消等)

○大規模地震発生時に被害を受けやすい電柱、大規模盛土造成地等の施設・構造物については、無電柱等の推進や、大規模盛土造成地の分布状況、規模を示すマップの公表等を市町村等に働きかけ、それらの宅地の耐震化、施設等の安全性を向上させる必要がある。また、亜炭鉱対策の促進が必要についても促進する必要がある。(市街地等の幹線道路の無電柱化率12%(H25)、大規模盛土造成地マップ公表率7.4%(H26))

(著しく危険な密集市街地の解消)

○大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地については、避難地等の整備、 建築物の不燃化等により計画的な解消を図る必要がある。

(帰宅困難者対策の推進)

○名古屋駅周辺など、不特定多数が集まる駅施設や地下街等について、膨大な数の帰宅困難者の受 入れに必要な一時滞在施設の確保等の対策を図る必要がある。

1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

(不特定多数建築物等の耐震化)

○建築物の耐震化については、耐震化の必要性に対する認識不足や、耐震診断の義務付けに伴う 耐震診断、耐震改修の経済的負担が大きいことから、きめ細かな対策が必要である。不特定多数 の者が利用する建築物や災害拠点施設や耐震性の低い施設の耐震化を優先して進める必要があ る。併せて、つり天井など非構造部材の耐震対策を推進する必要がある。耐震改修が必要な施設 については、存続の有無を含めた施設管理の方針を検討する必要がある。

(学校施設等の耐震化の促進)

○学校施設、官庁施設、医療施設、社会福祉施設等は、耐震の早期完了を目指し、取組を強化する 必要がある。私立学校施設の耐震化については、設置者に委ねられる部分が大きいため、設置者 へ働きかける必要がある。

(災害対応能力の向上)

○建築物等の耐震化を着実に推進・促進しているが、全ての耐震化を即座に行うことは困難であることや、火災の発生は様々な原因があることから、装備資機材の充実、イベントなどを通じた県民へ周知、図上訓練、実働訓練等を通じたオペレーション計画の充実等により災害対応機関等の災害対応能力を向上させる必要がある。

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

(大規模津波等の対応力の強化)

○津波ハザードマップの作成・見直しや、市町村における災害履歴調査の具体実施など、広域的かっ大規模地震発生時の対応方策について、ハードとソフト、その組合せなど、総合的な視点から検討する必要がある。

(河川・海岸堤防の耐震化等の推進)

○ゼロメートル地帯や南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域など、著しい浸水・津波災害が 生じる恐れがある地域について、河川・海岸堤防の計画的かつ着実な耐震化等の対策を進める必 要がある。また、津波が堤防を越えた場合にも堤防が流出しにくくするため、粘り強い構造への 強化等を推進する必要がある。

(ハード・ソフト対策等を総合した対応策の検討)

○施設整備が途上であることが多いこと、災害には上限がないこと、様々な機関が関係すること を踏まえ、関係機関が連携してハード対策の着実な推進と警戒避難体制整備等のソフト対策を組 み合わせた対策が必要である。(例えば、ハード・ソフト対策等を総合した防護水準の検討等)

(避難場所の確保等)

○ゼロメートル地帯や南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域など、著しい浸水・津波災害が 生じる恐れがある地域について、高速道路の利用を始めとした高台等における避難場所の確保や 津波避難タワー等の整備、津波避難ビルの指定及びそこに至る避難路の整備、農業水利施設等の 高所へ避難するための階段等の設置を進めていく必要がある。

(防御施設の自動閉鎖化・遠隔操作化等推進)

○南海トラフ地震等の大規模地震において、浸水・津波が想定されている地域等において、水門、 樋門等の自動閉鎖化・遠隔操作化の着実な推進とあわせて、操作従事者の安全確保を最優先とす る効果的な管理運用を推進する必要がある。(水門・樋門等の自動化・遠隔操作化3施設(H26))

(海岸防災林の適切な整備)

○海岸防災林については、津波に対する被害軽減効果も考慮した生育基盤の造成や植栽等の整備を 進める必要がある。

1-4 堤防の沈下、水門等の倒壊による広域かつ長期的な市街地等の浸水

(ハード・ソフトを組み合わせた浸水・津波対策の推進)

○広大なゼロメートル地帯や南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域など地形地質条件等の特性を考慮し、ハザードマップの作成支援、避難計画策定、高台等における避難場所の確保、河川・海岸堤防の耐震化等に加え、安全な台地の利用など土地利用と一体となった減災を含めて、ハード整備とソフト対策を適切に組み合わせた対策の推進が必要である。

(ゼロメートル地帯等の海岸保全施設等の整備)

○ゼロメートル地帯等の水閘門・排水機場等の耐震化等については、コスト縮減を図りながら、投資効果の高い箇所に重点的・集中的に行う必要がある。また、気候変動等の自然・社会状況の変化に対応しつつ、被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化を進める必要がある。

(ハザードマップ作成等のソフト対策の推進)

○各種ハザードマップの作成・見直し等のソフト対策を推進する必要がある。

1-5 大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年 度にわたり国土の脆弱性が高まる事態

(土砂災害対策等の推進)

○広域的かつ大規模な土砂災害等が発生した場合、現状の施策で十分に対応できないおそれがある等の課題があるため、土砂災害警戒区域等の指定を進めるなどの対策を推進する必要がある。(土砂災害警戒区域の指定箇所数 5,695 箇所 (H26))

(土砂災害防止施設の整備)

○想定している規模以上の土砂災害(深層崩壊等)等に対して、対応が困難となり人的被害が発生するおそれがあるため、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設といった土砂災害防止施設の整備等の被害軽減の対策を検討する必要がある。(土砂災害防止施設の整備率 20% (H26))

(地盤沈下対策等の推進)

○地盤沈下の抑制に向けて、関係機関が連携し、ハード対策の着実な推進と、警戒避難体制整備や 地下水採取の抑制等のソフト対策を組み合わせた対策の推進が必要である。

(森林・農地等の保全機能の低下への対応)

〇山村の地域活動の停滞や、農地の管理放棄等に伴う森林・農地等の保全機能の低下への対応として、県民の生命や財産を守る観点から治山施設等の整備を進める必要がある。森林の整備に当たっては、周辺道路の適切な維持管理とともに、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりが図られるよう対応を図る必要がある。

1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

(効果的な教育・啓発の実施)

○広範囲にわたる住宅の倒壊や家具転倒等による被害の軽減・防止を図るため、耐震診断・耐震 改修、家具等の転倒防止等に繋がる効果的な教育・啓発等の取組の促進が必要である。(家具の 固定化率 56% (H25))

(情報伝達手段の多様化の推進)

○情報伝達手段の多様化に向けて、市町村における J アラートの自動起動機の整備や防災行政無線のデジタル化の推進、ラジオ放送局の難聴対策、旅行者に対する情報提供の着手、住民リストの整備、警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、災害情報や行政情報を、確実かつ迅速に提供する必要がある。さらに多様な手段により情報を伝達する施策を着実に推進する必要がある。

(情報収集手段の多様化等とプラットフォーム等の共通化)

○民間事業者等との連携による自動車のプローブ情報等を活用した被害状況の早期把握等、IT を活用した情報収集手段の多様化・確実化が図られてきていることから、災害時に必要な情報を伝達・収集するための各種防災関係システムの統合化や、プラットフォームの共通化を図る必要がある。また、県内各地で観測されたデータを基に、地震の発生状況等を分析する必要がある。

(情報の効果的な利活用に向けた人員・体制の整備)

○情報収集・提供手段の効果的な利活用をより一層充実させるため、情報収集・提供の主要な主体である自治体を始め、教育機関や地域で防災の役割をもつ団体の人員・体制を強化する必要がある。

(発災後の交通渋滞への対応を検討)

○自動車避難のルールの検討等を行い、発災後に発生することが想定される交通渋滞による避難の 遅れを回避する必要がある。 2) 大規模地震災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)

2-1 被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(輸送ルートの確保対策の実施)

○陸・海・空の物資輸送ルートを確実に確保するため、輸送基盤の地震、津波対策や耐震補強等を 着実に進めるとともに、ゼロメートル地帯等の甚大な被害の恐れのある地域や中山間地域等の対 策検討等や複数輸送ルートの確保については、優先順位をつけて整備を図る必要がある。

(迅速な輸送経路啓開に向けた体制整備)

○迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等による装備資機材の充実や、民間プローブ情報 の活用等による道路交通情報の把握、関連する情報の収集、共有、提供など、現体制の実効性を 検証する必要がある。

(水道施設の老朽化対策等の推進)

○水道施設等は、老朽化対策と合わせ耐震化を着実に推進する一方、地下水や雨水、再生水など多様な水源利用の検討や、応急給水計画の策定推進等を進める必要がある。

(ガス施設の老朽化対策等の推進)

○ガス施設等については、耐食性・耐震性に優れた管への取替を促進するとともに、関係機関と連携しつつ、老朽化対策等を促進する必要がある。

(備蓄機能等の強化)

○地震被害予測調査結果等を踏まえ、地域における食料・燃料等の備蓄・供給拠点となる民間物流 施設等の災害対応力の強化促進を図る必要がある。また、物資供給までに時間がかかることが想 定されるため、各家庭、企業、避難所等においてもそれぞれ備蓄量の確保を促進する必要がある。

(燃料等の仮貯蔵)

○燃料仮貯蔵施設が多く立地する臨海部においては、港湾機能継続計画(港湾BCP)の策定を促進させる必要がある。また、燃料等の仮貯蔵・取扱いに関するガイドライン等に基づき、関係機関への十分な周知・情報提供を図る必要がある。

(物資調達・供給体制、受援体制の構築等)

○産官学民の連携等により、物資調達・供給体制、受援体制を構築するとともに、多様な関係者が 参画する支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高めていく必要が ある。また、被災地の状況にあわせた円滑かつ的確な支援の実施に向けて、情報収集やバックア ップ体制の構築と合わせ、対応手順等の検討を進める必要がある。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

(孤立集落等にかかる施設整備等)

○これまで道路の防災、震災対策や緊急輸送道路等の無電柱化、津波・高潮対策等を進めているが、 南海トラフ地震等の広域的かつ大規模の災害が発生した場合には、現状の施策では十分に対応で きないおそれがある。特に、災害時に孤立の可能性がある集落については、防災・耐震対策及び 狭隘区間の広幅員化を推進する等の対応方策を検討する必要がある。

(山間地等における災害対策の促進)

○山間地等の森林の維持を通じて民間を含め多様な主体が管理する道を把握し活用すること等により、山地に起因する災害対策の促進や、避難路や代替輸送路を確保するための取組を促進する必要がある。

(孤立集落等の救出計画の策定等)

○孤立集落発生時の支援体制の強化に向けて、効率的な活動体制の整備、必要な装備資機材の整備、 通信基盤・施設の高度化等とともに、孤立化を前提とした救出計画の策定を促進するなどの対策 を進める必要がある。

(応急用食料等の調達に向けた企業連携型BCPの取組みの促進)

○南海トラフ地震等の広域的かつ大規模の災害が発生した場合、原材料が入手できない等の理由により、十分な応急用食料等を調達できないおそれがある。そのため、民間備蓄との連携等による県全体の備蓄の推進や企業BCP等の取組促進、改善を図る必要がある。

(地方行政機関等の機能低下の回避)

○大規模地震災害時に、復興を先導する行政職員等の施設について、機能の大幅な低下を回避する 必要がある。

(民間プローブ情報の活用による道路交通情報の把握等)

○大規模地震発生時における交通混乱等を回避するため、民間プローブ情報の活用等による道路交通情報の的確な把握及び被災地における適切な情報伝達を行う体制づくりに取り組む必要がある。

2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(災害対応の体制・資器材強化)

○自衛隊、警察、消防、海保等において、災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進する必要がある。また、消防団の体制・装備・訓練の充実強化や、水防団、自主防災組織等の充実強化や道路啓開等を担う建設業の人材確保を推進する必要がある。また、各部隊の活動に必要な環境を整えるなど、受援体制の強化を図る必要がある。

(関係機関の情報の共有化と合同訓練の実施)

○ゼロメートル地帯等の地域特性や様々な災害現場に対応できるよう、関係機関が合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高めていく必要がある。また、災害対応において、自治体毎に体制や資機材、運営要領が異なることから、必要な事項について標準化を推進する必要がある。

(地域の活動拠点施設の耐災害性の強化)

○消防施設等の地域の活動拠点となる施設の耐災害性を強化する必要がある。また、消防救急無線 等の情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する必要がある。

(自治体等の活動の支援)

○広域避難場所等となる公園緑地整備の促進を図り、関係自治体等の連携等により、活動拠点・活動経路の耐災害性を向上させる等、円滑な活動を支援する必要がある。

2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

(需要を想定した備蓄量の検討)

○災害時の救助・救急、医療活動のためのエネルギー需要を想定した備蓄量の検討及び関係自治体間や民間団体等との連携体制を構築する必要がある。

(自立・分散型エネルギー供給の促進)

○災害拠点施設等のエネルギー需要においては、災害時に備え燃料タンクや自家発電装置の設置等を進めることが必要である。また、医療施設や福祉施設等において、災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するため、自立・分散型エネルギー支援方策について検討する必要がある。(通常時の6割程度の発電容量がある自家発電施設を保有し、燃料を3日分程度確保している災害拠点病院数25病院(H26))

(道路の災害対策の推進)

○災害時において、救助・救急、医療活動のためのエネルギーを供給できるよう、道路の防災、震災対策や地震・津波対策を着実に推進する必要がある。

2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生による都市の混乱

(帰宅困難者・避難者等の受入態勢の確保)

○名古屋駅周辺地区等の帰宅困難者対策については、膨大な数の帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保、徒歩での帰宅支援の取組を推進する必要がある。また、一時滞在施設や避難所となる学校施設等について、帰宅困難者・避難者等の受入態勢の確保について、関連自治体や関連事業者と連携強化を図る必要がある。

(交通インフラの早期復旧に向けた関係自治体の連携調整)

○膨大な帰宅困難者の帰宅支援対策として、交通インフラの早期復旧を実施するため、道路の防災、 震災対策や緊急輸送道路等の無電柱化、津波対策等について、関係自治体間の連携調整を事前に 行う必要がある。(市街地等の幹線道路の無電柱化率 12% (H25))

(民間プローブ情報の活用による交通渋滞の把握等)

○災害時に自動車同乗者に、適切な情報を提示するため、自動車の民間プローブ情報を活用した渋滞状況の把握や、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避する必要がある。また、緊急輸送道路等上の防災対策等を推進する必要がある。

(地方行政機関等の機能低下の回避)

○地方行政機関等(警察等含む)の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するととも に、庁舎等における帰宅困難者への対応を検討する必要がある。

(鉄道の代替輸送手段の確保等)

○大都市において、鉄道不通時の代替輸送手段の確保等の対応を図るとともに、帰宅困難者等の支援対策に取り組む必要がある。

2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の 麻痺

(災害時における医療機能の確保)

○災害時医療救護活動に関する協定締結を継続して推進するとともに、地域の医療機関の活用を 含めた適切な医療機能の提供の在り方について検討する必要がある。(医薬品等の供給に関する 関係団体との協定 5 団体 (H26))、(災害時医療救護活動に関する協定 1 団体 (H26))

(災害拠点病院等の耐震化の促進)

○災害拠点病院及び救急救命センターの内、耐震化が未了の施設については、大規模地震により災害時医療の中核としての医療機能を提供できるように、国庫補助金等を活用して耐震化を着実に推進する必要がある。(災害拠点病院の耐震化率67.6%(H25))

(災害拠点病院の防災・減災機能の強化)

○災害拠点病院については、災害時に必要となる拠点医療機能を提供できるように対策を進めると ともに広域災害時における訓練の実施等を行う必要がある。

(社会福祉施設への支援)

○社会福祉施設は、被災時に孤立した場合の支援が不十分とならないように、緊急一時的に社会福祉施設に受入ることができるよう、体制整備を図る必要がある。

(医療機能の提供に向けた災害対策強化)

○大規模地震発災時には、救援救助、緊急物資輸送等ルートの早期確保や緊急輸送道路上の防災対策等の推進を図り、災害時に被災地において迅速に医療機能を提供する方策を検討する必要がある。また、緊急輸送道路等の無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、津波対策等の着実な進捗と支援物資物流を確保する必要がある。(市街地等の幹線道路の無電柱化率 12% (H25))

(救急搬送の遅延の解消)

○救急搬送の遅延を解消するため、自動車の民間プローブ情報の活用、停電による信号機の停止が 原因で発生する交通渋滞の回避、また、道路の無電柱化の促進、電力・通信サービスの安定供給 等の確保を推進する必要がある。

2-7 被災地における疾病・感染症等の大規模発生

(衛生環境の確保等)

○消毒や害虫駆除等や、被災者の生活空間から病原菌の温床となる廃棄物や下水等を速やかに排除、処理するための体制等を構築しておく必要がある。また、平時からの予防接種の促進等が必要である。

(下水道施設の耐震化と下水道BCP策定の促進)

○下水道施設は、自治体と連携しながら耐震化を着実に推進するとともに、下水道BCPの策定を促進していく必要がある。(下水道BCP(地震・津波)策定率:単独公共下水道および流域関連公共下水道17%(H26))

(医療活動を支える取組みの推進)

○関係機関との連携や情報共有体制を推進し、医療活動を支える取組を着実に推進する必要がある。

3) 大規模地震災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化

(治安確保のための体制と装備資機材の充実強化)

○県警察災害警備訓練、実働訓練等の実施や治安の確保に必要な体制、また、非常用電源設備や非常用食糧及び飲料水など資機材の充実強化を図る必要がある。(非常用電源の整備率 26.6% (H26))

(公共の安全等の維持体制の整備)

○公共の安全と秩序の維持を図るため、本県として当該業務を円滑に継続するための対応方針及び 執行体制等を速やかに定める必要がある。また、各機関の派遣要領に基づく派遣体制の確立が必 要である。

(信号機の停止に対する耐災害性の向上)

○停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避する必要があり、耐災害性 の向上が必要でなる。

(警察署等の耐震化)

○警察署や消防庁舎は、南海トラフ地震のような大規模地震発生時にも、その機能が十分機能するよう、耐震化を推進する必要がある。(警察施設の耐震化率 65.5% (H26))

3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

(緊急交通路の確保)

○自動車の民間プローブ情報の活用による迅速な道路交通情報の把握、停電による信号機の停止が 原因で発生する交通渋滞の回避する必要がある。また、緊急交通路を確保するための効果的な装 備の整備など、災害状況に応じた体制の早期構築が必要である。

(信号機電源付加装置の整備)

○安全な交通の確保について、交通秩序の維持を目指した信号機電源付加装置の整備等を、中長期 的な視点から着実に整備を進める必要がある。

3-3 首都圏での中央官庁機能の機能不全による行政機能の大幅な低下

(基幹的広域防災拠点の整備等)

○首都や隣接県の機能不全等が発生した場合の代替 (バックアップ)・支援機能の強化等も視野に 入れながら、中部圏において基幹となる広域防災拠点の整備検討を進める必要がある。

3-4 名古屋市三の丸地区などの地方行政機関、県、市町村の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(地方行政機関等の機能維持)

○地方行政機関等の機能確保は、事後の全てのフェーズの回復速度に直接的に影響することから レジリエンスの観点において極めて重要であり、大規模地震時においても必要な機能を維持する ため、施設機能の強化を図るとともに、国・地方行政機関等の連携、情報通信ネットワークの冗 長化等を図ることが必要である。また、防災対策の要となる防災担当職員や技術系職員の補強・ 育成、物資等の備蓄、職員の参集状況や家族の安否確認、職員へのメンタルケアなどの体制強化 が必要である。

(自治体の業務継続計画の作成及び見直し)

○業務継続計画の作成及び見直し、実効性の向上を促進すること等により、業務継続体制を強化する必要がある。

(官庁施設等の耐震化)

○被災時に災害拠点等として位置付けられている官庁施設等の耐震化については、その防災上の機能及び用途に応じ想定される地震及び津波に対して耐震化等を着実に推進する必要がある。

(防災拠点等の耐震化)

○防災拠点となる公共施設等は、耐震化の完了に向けて引き続き対策を実施する必要があり、また、中部圏の基幹的広域防災拠点の整備を促進するため、国による支援措置の拡充の働きかけを合わせて行う必要がある。(学校の耐震化率97%(H25))、(県内の防災拠点となる公共施設等の耐震化率95%(H25))、(県有施設の耐震化率85%(H25))

(業務バックアップ拠点等の耐震化)

○庁舎が被災したときの業務バックアップ拠点となり得る学校や公共施設等の耐震化を促進する 必要がある。

(防災拠点等の電力確保)

○電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等(公共施設等)において、避難住民の生活等に必要不可欠な電力を確保するため、非常用電源の充実や、再生エネルギーの導入等を推進する必要がある。

(地方行政機関の施設以外の災害対応力の強化)

○地方行政機関の職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災、震災対策や緊急輸送道路等の無電柱化を含む整備・強化等を着実に推進する必要がある。また、職員への研修や各関連機関や県民との連携による総合防災訓練等により、防災意識の高揚及び災害対応能力の向上を行う必要がある。

(学校等の非構造部材の耐震化等)

○学校等の非構造部材等の耐震化状況を把握し、耐震対策の一層の加速が必要である。また、天井 等落下防止対策を進めるため、専門的技術者の養成等を実施する必要がある。

4) 大規模地震災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

(情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等)

○防災情報システムのあり方を検討しシステム設計に繋げ、情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を図る必要がある。また、災害情報システムや通信手段が、一部の地域もしくは県全体に渡って途絶える可能性に対する対応について検討しておく必要がある。

(情報通信システムの長期電源途絶等に対する対応検討)

○長期電源途絶等に対する情報通信システムの確保に向け、非常用電源の整備や重要な行政情報 確保のための「自治体クラウド」の導入検討など必要に応じて対策を講じる必要がある。また、 事業継続計画(BCP)の見直しを含め、防災訓練等による資機材の使用方法の習熟を図る必要 がある。

(情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進)

○電力等の長期供給停止を発生させないように、電力・ガス等の制御システムのセキュリティ確保のための評価認証基盤整備や道路の無電柱化、地震・津波対策等の地域の防災対策を着実に推進する必要がある。電源の確保には、燃料も含めた電力供給ネットワークの災害対応力強化や移動電源車の確保の他、再生可能エネルギーの導入を推進するなどの対応を行う必要がある。

(災害対応業務、災害情報の標準化、共有化等)

○災害対応業務、災害情報の標準化、共有化に関する検討推進が必要である。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(放送設備等の防災対策)

○住民の災害情報の入手手段として大きな役割を果たすテレビ・ラジオ放送が災害時に放送の中断がないよう、放送設備の多重化等の対策を推進する必要がある。

(情報提供の代替手段の確保)

○テレビ・ラジオ放送が中断した際にも、情報提供ができるよう代替手段の整備やその共通基盤となる災害情報共有システム(Lアラート)の導入の推進及び実用化に向けた訓練の実施が必要である。また、災害情報を有効に活用するため、住民の情報収集・伝達手段の多様化に対応した、多様なメディアを活用した情報伝達体制の構築を図る必要がある。

(民間通信事業者の情報通信機能の強化・高度化等)

○民間通信事業者の情報通信機能の強化・高度化等を図る必要がある。また、民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう警察、自衛隊等の重要な施設における情報通信システム基盤の耐災害性の向上等を図る必要がある。

5) 大規模地震災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全 に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下

(個別企業BCP策定の促進)

○個別企業のBCPについては、企業規模等によって異なっており、BCPの策定を引き続き支援するとともに、その実効性を向上させる必要がある。また、具体的な策定項目を充実させる必要がある。(事業継続計画を作成している企業(大企業)の割合 45.8%(H25))、事業継続計画を作成している企業(中堅企業)の割合 20.8%(H25))、(事業継続計画を作成している企業(中小企業)の割合 5.3%(H25))

(地域連携型BCP策定の促進)

○大規模地震時にサプライチェーンを確保するためには企業ごとのBCP 策定に加え、地域内・地域間の企業、行政、住民との連携や他圏域との連携を考慮した地域連携BCPの策定を促進する必要がある。関係機関及び民間・住民も含めて情報共有化、避難所・復旧救護業務の役割分担など幅広く連携し、効率的に進める必要がある。

(物流事業者BCP策定の促進)

○物流事業者のBCPは、企業毎のBCP策定に加え、物資輸送に係る物流専門家の派遣、育成、 救援物資の第一次集約拠点の検討などを含めた企業連携型BCPの策定に取り組む必要がある。

(港湾BCP策定の促進)

○災害時における臨海部の避難計画や、港湾施設の応急復旧から港湾機能の回復までを迅速かつ効率的に進めるための港湾BCP(名古屋港0%、三河港0%、衣浦港0%(H25))を策定する必要がある。

(物流施設・ルートの耐災害性の推進)

○災害時の港湾物流機能の確保策の検討、また、主要な橋梁の耐震化の推進等の物流施設・ルートの耐災害性を高める取組を推進する必要がある。

(道路の災害対策の推進)

○道路の防災、震災対策や無電柱化、港湾施設の耐震・耐津波強化対策等を着実に推進する必要がある。

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

(燃料供給バックアップ体制の充実強化)

○燃料供給のバックアップ体制を強化するため、石油精製・元売各社における地域連携型BCPの 策定を促進し、訓練の実施等を通じて実効性を高める必要がある。

(燃料供給ルート確保に向けた施設と体制整備)

○燃料供給ルートを確実に確保するため、緊急輸送道路等の輸送基盤の地震、津波対策等を着実に進め、サプライチェーンの保持を促進する必要がある。また、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料輸送のための諸手続の改善等を検討する必要がある。(市街地等の幹線道路の無電柱化率 12% (H25))

(末端供給拠点の災害対応力強化と自立型エネルギー設備の導入)

○エネルギーの末端供給拠点となるサービスステーション・LP ガス充填所等の災害対応力を強化 するとともに、工場・事業所等において移転などの抜本的な対策や自家発電設備の導入、燃料の 備蓄量の確保等を促進する必要がある。

(石油コンビナート等防災訓練の実施)

○地震発生時における事業所等の応急予防措置や応急対策を円滑に実施するために、南 海トラフ地震等を想定した訓練を実施する必要がある。

(災害時のエネルギー供給の優先順位の整理)

○被災後は燃料供給量に限界が生じる一方、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、災害時のエネルギー供給の優先順位の整理とともに、災害時物流に係る重要拠点と優先啓開経路の検討が必要である。

5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

(石油コンビナート等防災計画に見直し及び防災体制の強化)

○石油コンビナート等防災計画の見直しを図るとともに、特定事業所の自衛消防組織の活動について、関係機関の一層の連携、防災体制の充実強化や周知を図る必要がある。

(コンビナートに係る設備の耐震化等)

○南海トラフ地震等をはじめとする地震・津波に備えるため、耐震基準に対し未改修の石油タンクなどのコンビナートに係る設備の耐震化や護岸の強化等の地震・津波対策を着実に推進する必要がある。

(有害物質等の流出防止対策)

○火災、煙、有害物質等の流出により、産業施設周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすお それがあるため、関連施設の耐震化や更新など関係機関による対策を促進する必要がある。

(重要な産業施設における地域連携型BCP等の普及)

○コンビナート、工業団地等重要な産業施設において、一企業の枠を超えてグループ単位で事業継続力強化を図る地域連携BCPの普及を進めていく必要がある。

5-4 陸・海・空の基幹的交通ネットワークの機能停止

(インフラ老朽化対策等の推進)

○高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することが課題となっているため、戦略的なアセットマネジメントを展開し、計画的で効率的な維持管理・更新を推進していく必要がある。また、広大なゼロメートル地帯対策としても有効な物流インフラ網の構築も考慮する。

(交通施設の防災対策の推進)

○緊急輸送道路上の橋梁の耐震対策、社会経済上重要な施設の保全のための土砂災害対策など、交通施設に関する耐震化・液状化対策、交通施設分断を防ぐ周辺の対策は進捗途上にあるため、それらの対策を着実に進める必要がある。

(海上輸送拠点の耐震化等の促進)

○陸上輸送の寸断に備えた海上輸送拠点の耐震化など港湾物流機能の確保を進める必要がある。

(海上輸送機能の災害対応能力の強化)

○港湾のBCP 【名古屋港 0%、三河港 0%、衣浦港 0%(H25)】の策定に取り組むこと等により、港湾施設の多発同時被災による能力不足、船舶の被災による海上輸送機能の停止への対応を検討する必要がある。

(航空機能の災害対策等の強化)

○災害時に求められる空港機能、輸送能力の検討等を行い、必要な空港機能等を確保していく必要がある。

(安全な航空管制の確保)

○飛行中の航空機の安全な着陸等を促すため、一元的な航空管制・情報提供をする必要がある。

(関係機関の連携強化)

○幹線交通の分断は、影響が極めて甚大な被害であるため、関係機関が連携して幅広い観点からさらなる検討を進める必要がある。

(幹線交通分断に伴うリスク想定の促進)

○地震、津波等に関する被害の想定、幹線交通が分断するリスクの想定が十分にはできていないため、引き続き対策検討を行う必要がある。

(輸送モードの連携・代替性の確保)

○災害時における輸送モード相互の連携・代替性を確保し、公共交通機関の運行状況等の収集・整理と利用者・県民等への提供に向けた体制を構築する必要がある。

(交通施設の防災対策)

○道路等の防災、震災対策や無電柱化、鉄道施設の耐震対策、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、 津波対策等を着実に推進する必要がある。

5-5 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

(金融機関における防災対策の推進)

○全ての主要な金融機関において、BCP策定が早期に確保されるよう対策を実施する必要がある。また、BCPの実効性を維持・向上するための対策を継続的に実施する必要がある。

5-6 食糧等の安定供給の停滞

(食品産業事業者等の災害対策の強化)

○広域にわたる大規模地震の発生時を想定した、全国的な食料等の供給・確保に関する脆弱性の評価、食品産業事業者や施設管理者のBCP策定等について、今後、取組を強化していく必要がある。

(食品関連の事業者等全体の連携強化)

○災害時にも食品流通に係る事業を維持若しくは早期に再開させることを目的として、災害対応時に係る食品産業事業者、関連産業事業者(運輸、倉庫等)、自治体間や民間企業等との連携・協力体制を拡大・定着させる必要がある。

(農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化)

○農林水産業に係る生産基盤等については、陸揚岸壁の耐震化、水利施設の耐震設計・照査、機能保全計画の策定等、農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力強化に向けたハード対策の適切な推進を図っていく必要がある。また、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせる必要がある。

(サプライチェーン輸送モードの強化)

○川上から川下までサプライチェーンを一貫して途絶させないためには、港湾・道路・空港等、各々の災害対応力を強化するだけでなく、輸送モード相互の連結性を向上させる必要がある。

(産業競争力を兼ね備えた物流インフラ網の構築)

○災害時における輸送モードの確保に加え、平時においても物流コスト削減やリードタイムの縮減 を実現する産業競争力強化の観点も兼ね備えた物流インフラ網を構築する必要がある。 6) 大規模地震災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電力供給ネットワーク (発変電所、送配電設備) や石油・LPガスサプライチェーンの機能停止

(電力供給ネットワークの災害対応力等の強化)

○電力の長期供給停止を発生させないため、電気設備の自然災害に対する耐性評価の結果に基づき、 発・変電所、送電線網や電力システムの災害対応力強化及び復旧の迅速化を図る必要がある。また、 各機関における事業継続計画(BCP)の作成・見直しを促進するとともに、災害時において被害 状況や復旧に向けた対応等について必要な連絡調整を行うことができるよう、平時も含め関係機関 と電気事業者の間で連携体制を構築する必要がある。

(製油所の非常時出荷能力等の確保)

○製油所の非常時出荷能力等を確保するため、ガソリン等の燃料について、備蓄、供給体制を整備するほか、通信・放送施設等の長時間停電等に備えるための燃料等を確保する必要がある。

(石油関連施設の防災対策の強化)

○港湾機能を早期回復させるため、コンビナート港湾における関係者が連携したBCPを策定する 必要がある。

(石油燃料の確保)

○発災時に燃料不足状態に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、石油燃料の確保の ための協定の締結や円滑な運搬給油のための体制を整備する必要がある。

(自立・分散型エネルギーの導入の促進)

○災害時のエネルギーの供給を確保するための取組を進めるとともに、エネルギー供給源が多様化に対応し、太陽光発電などの再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進していく必要がある。さらに、エネルギーセキュリティー向上のため、コージェネレーション等の分散型エネルギーシステムの普及拡大を推進する必要がある。

6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止

(上水道施設等の耐震化等の推進)

○上水道、工業用水道施設等について地震対策実施計画等の見直しを行うとともに、耐震性の不足している施設について耐震化を推進する必要がある。(基幹管路の耐震適合率(上水道(用水供給除く)45.6%(H25))、(配水池の耐震化率(上水道(用水供給除く)79.4%(H25))

(上水道等復旧の体制等の強化)

○大規模地震発生時に速やかに復旧するために、広域的な応援体制を整備するとともに、雨水・下 水道再生水等の水資源の有効利用等を普及促進する必要がある。

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(下水道施設の耐震化・流域下水道BCP策定)

○下水道施設について、耐震診断が必要な施設の点検を実施することにより、耐震性の不足する施設を把握し、処理場施設及び幹線管きょ施設等の耐震化、改修・更新の実施、非常時の電源確保等を推進していく必要がある。また、迅速な下水処理機能の回復を図るため、流域下水道業務継続計画(流域下水道BCP)の充実を図る必要がある。(地震対策上重要な下水管きょにおける地震対策実施率 68% (H26))

(津波による湛水の復旧の調整・検討)

○津波による湛水から速やかに復旧するため、長期湛水が想定される区域の湛水排除作業の手順を 検討する必要がある。また、放流先水域の管理者との事前の調整・検討および発災時の調整手段 の整理が必要である。

(排水施設等の耐震化等の推進)

○農業集落排水施設の老朽化に対する機能診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策、耐震 化等を着実に推進する必要がある。

(汚水処理施設の整備)

〇生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るため、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併 処理浄化槽への転換を促進する必要がある。(単独処理浄化槽設置率(単独処理浄化槽設置基数 /全設置基数) 67.6% (H26.3))

(汚水処理施設等の防災対策の強化)

○施設の耐震化等の推進とあわせて、代替性の確保及び管理主体の連携、管理体制の強化等を図る 必要がある。

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

(陸・海・空の輸送ルート確保の強化)

○陸・海・空の輸送ルートを確実に確保するため、地震、津波対策や老朽化対策等を着実に進めるとともに、道路ネットワークの相互利用による早期の広域支援ルートの確保や緊急輸送道路網及び鉄道網等の輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。また、迂回路として活用できる農道等について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する必要がある。

(交通ネットワークの迅速な再開に向けた体制の整備)

○発災後、民間プローブ情報の活用等により交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路 啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供、継続的 な訓練、事業継続計画(BCP)の策定など必要な体制整備を図る必要がある。また、鉄道の運 転再開の対応について、各事業者において検討を進める必要がある。

6-5 避難所の機能不足等により避難者の生活に支障が出る事態

(避難所の指定)

○被災者の避難生活を市町村が適正に支援できるよう、市町村における避難所の再点検及び点検結果に対する対応の促進を図るとともに、地域実情に合わせた避難所運営マニュアルを全市町村で作成を促進する必要がある。また、災害時要援護者対策としての福祉避難所の事前指定の推進及び指定場所の見直し、被災者の受入可能な施設等の体制を構築する必要がある。

(避難所の耐震化等の推進)

○避難所となる施設の構造体の耐震改修、学校施設の耐震化(吊り天井等の非構造部材含む)や避難場所となる施設等の屋上部分等への対空表示の表記(防災関係機関への地点番号のデータ配布)を行う必要がある。また、市町村が行う避難所や防災拠点となる施設への再生可能エネルギーの導入、ライフラインの確保等を促進する必要がある。

(避難所における環境整備)

○避難所における環境整備や運営マニュアルの周知のほか、避難所における生活衛生の確保に必要な専門的人材の確保を図る必要がある。また、避難所等の円滑な運営に必要となる各種の避難生活支援に向けた体制構築を図る必要がある。さらに、市町村における避難行動要支援者名簿の作成、個別避難計画の策定、福祉避難所の設置を促進するとともに、福祉避難所の指定や運営について計画への位置づけを促進する必要がある。

7)制御不能な二次災害を発生させない

7-1 市街地での大規模火災の発生

(救助活動能力の充実・強化)

○大規模地震災害などの過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図る必要がある。また、救通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する必要がある。さらに、消防団、自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム(DMAT)の養成等、ハード・ソフト対策を組み合わせて横断的に進める必要がある。

(密集市街地の改善)

○火災予防・被害軽減のための取組を推進する必要がある。また、大規模火災のリスクの高い地震 時等に著しく危険な密集市街地等の改善整備については、避難地等の整備、建築物の不燃化等に より官民が連携して計画的な解消を図る必要がある。

(交通渋滞の把握・回避)

○警察が収集する交通情報を補完する民間プローブ情報を活用し、渋滞状況を正確に把握するとともに、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避する必要がある。

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

(港湾の災害対応力の強化)

○コンビナート災害の発生・拡大の防止を図るため、関係機関による合同訓練を実施するとともに、 被災状況等の情報共有や大規模・特殊災害対応体制、装備資機材等の機能向上を図る必要がある。

(危険な物質を扱う施設における防災対策)

○危険な物質を取り扱う施設の耐震化、防波堤や護岸等の整備・強化、海岸防災林の整備等の地震・ 津波対策及び関係する研究・技術開発を着実に推進する必要がある。

(漂流物防止対策の推進)

○南海トラフ地震等による大規模津波により、コンテナ、自動車、船舶、石油タンク等が流出し二次災害が発生するおそれがあるため、漂流物防止対策を推進する必要がある。。

(有害物質等の流出防止対策等の促進)

○火災、煙、有害物質等の流出により、コンビナート周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進するとともに、災害情報を周辺住民等に迅速かつ確実に伝達する体制を構築する必要がある。

7-3 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

(関係機関の連携)

○沿線・沿道の建物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、関係機関が連携した取組を強化する必要がある。また、被害により人材、資機材、通信基盤を含む行政機能が低下し、災害時における救助、救急活動等が十分になされないおそれがあることから、それらの耐災害性の向上を図る必要がある。

(住宅・建築物の耐震化の啓発)

○住宅・建築物の耐震化については、耐震化率は、一定の進捗がみられるが、耐震化の必要性に対する認識不足、耐震診断の義務付けに伴う耐震診断、耐震改修の経済的負担が大きいことから、目標達成に向けてきめ細かな対策を推進する必要がある。

(災害情報の収集体制の強化)

○各種観測データを活用することにより、被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案等、災害情報の収集体制を強化する必要がある。

(交通渋滞の回避)

○迅速な道路交通情報の把握と、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避する必要がある。

7-4 排水機場の防災施設、ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(ため池の防災対策の推進)

○築造年代が古く、大規模地震により決壊し下流の人家等に影響を与えるリスクの高いため池について、耐震診断や耐震化、ハザードマップの整備など総合的な対策を実施する必要がある。(ため池耐震点検数1,273 箇所(H26.3)、ハザードマップ作成260 箇所(H26.3))

(ハード・ソフト対策等を総合した対応策の推進)

○土砂災害防止、地すべり対策、重要施設の耐震化・液状化対策・排水対策等について、自治体・ 地域住民・施設管理者等が連携し、ダム等の安全性や二次災害発生のおそれのある箇所の把握な ど、ソフトとハードを適切に組み合わせた対策をとる必要がある。

7-5 有害物質の大規模拡散・流出

(有害物質の漏えい等の防止対策)

○有害物質の大規模拡散・流出等を防止するための資機材の維持・整備や事故発生時の対応計画の策定により、大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止する必要がある。また、事業者への立入検査等における指導等を継続的に行う必要がある。(特定化学物質等管理書作成819件(H26.3))

7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(農地や農業水利施設等の保全管理と体制整備)

○職員の技術力向上・維持のための研修・訓練などの実施を通じ、地域の主体性・協働力を活かした農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進する必要がある。

(地域コミュニティと連携した治山対策の推進)

○森林が有する多面的機能を保持するため、適切な間伐等の森林整備や地すべり対策など、総合的かつ効果的な治山対策を推進する必要がある。また、地域コミュニティ等との連携を図りつつ、森林の機能が適切に発揮されるための総合的な対応や地域の木材の積極的な活用をする必要がある。

(自然と共生した多様な森林づくりの推進)

○森林の整備に当たっては、鳥獣害対策を徹底した上で、県土に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりが図られるよう対応する必要がある。(県の公共施設・公共工事で使用する木材の県産木材利用率 61.9% (H25))

7-7 風評被害等による国家経済等への甚大な影響

(正しい情報発信の確保)

○災害発生時において、風評被害等に対応するため、状況に応じて国内外に発信すべき情報、情報 発信経路をシミュレーションしておく必要がある。 8) 大規模地震災害発生後であっても、人口や企業の流出を回避し、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(ごみ焼却施設の災害対応力の強化)

○ごみ焼却施設の容量の確保や老朽化対策と合わせ、自家発電設備設置等の災害対応力強化を図る 必要がある。

(災害廃棄物処理計画の策定の促進等)

○市町村における災害廃棄物処理計画の策定を促進するとともに、実効性の向上に向けた教育・訓練による人材育成を図る必要がある。

(有害物質に係る情報と災害廃棄物対策を連動させた処理計画の策定)

○災害廃棄物による二次災害防止のために、有害物質に係る情報と災害廃棄物対策を連動させた災害廃棄物処理計画の策定を促進する必要がある。

(災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理)

○災害廃棄物に含まれる有害物質が適正に処理等について対応する必要がある。

(災害廃棄物の処理能力、ストックヤードの確保等)

○焼却施設、最終処分場等の容量を確認し、不足する場合は災害廃棄物の発生量の推計に合わせ 対応する必要がある。また、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードの候補地が十分検討 されていないため、ストックヤードの確保等を促進する必要がある。

8-2 人材(専門家、コーディネーター、ボランティア、労働者、地域に精通した技術者等)や物資等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(迅速な復旧・復興の担い手となる人材育成・確保と物資等の調達体制の整備)

○復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、労働者、地域に精通した技術者等)の育成の視点に基づく横断的な取組を行う必要がある。また、復旧・復興に必要な 資機材等の調達・受入体制を整備する必要がある。

(事前復旧・復興計画等の策定)

○地方行政機関等(警察/消防等含む)の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、事前復旧・復興計画等を策定し、施設整備や訓練等を行いながら体制の強化を図る必要がある。また、大規模地震が発生した場合の派遣ニーズにも対応することができるよう、人員・資機材・装備の充実を図る必要がある。(応急危険度判定士 7,435 人 (H25)、被災宅地危険度判定士 1,164 人 H26.4)

(災害ボランティアの円滑な受入)

○県内ボランティア団体等と連携を図りながら、訓練や人材育成を行う必要がある。また、地域ご との災害ボランティア等を含めた各種地域組織のネットワークを活かした情報交換や連携体制 を構築するほか、要援護者等への支援を含めた地域コミュニティの組織化が必要である。

(円滑な遺体の処置に向けた体制等の確保)

○遺体の処置を円滑に行うため、各火葬場の体制・物資等の整備や訓練を実施する必要がある。また、検視・身元確認用資機材の充実を図る必要がある。

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(コミュニティカの強化に向けた行政等の支援)

○災害が起きた時の対応力を向上するため、必要なコミュニティ力を構築する必要がある。ハザードマップ作成・訓練・防災教育等を通じた地域づくり、事例や研究成果の共有によるコミュニティ力を強化するための支援等の取組を充実するとともに、教育機関等と連携しながら、これらの実施体制を構築する必要がある。

(地方行政機関等の職員・施設等の被災による機能低下の回避)

○地方行政機関等(警察/消防等含む)の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する 必要がある。

(警察災害派遣隊即応部隊等の災害対応力等の強化)

○警察災害派遣隊即応部隊や緊急消防援助隊、災害派遣部隊等の拡充や装備・資機材等の充実を図る必要がある。警察災害派遣隊については、救助訓練の練度の向上を図るほか、災害警備訓練を継続実施する必要がある。また、迅速・的確な初期段階の救出救助活動の実施のため、資機材の充実を図る必要がある。

(警察施設の機能強化)

○南海トラフ地震のような大規模地震発生時においても、警察機能が十分機能するよう警察施設の耐震化や非常用電源設備の充実を図る必要がある。(非常用電源の整備率 26.6% (H26)、(警察施設の耐震化率 65.5% (H26))

8-4 新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(幹線交通分断に伴うリスク想定の促進)

○地震や津波・浸水被害の想定を踏まえ、幹線交通が分断するリスクの想定とともに対策の検討を 進める必要がある。

(基幹インフラ復旧等の大幅な遅れへの対応の検討)

○基幹インフラの広域的な損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態を想定した耐震化等の対策について、関係機関と連携を図りながら総合的に取組を進める必要がある。

(ハード・ソフト対策等を総合した対応策の推進)

○各種施設の管理者や公共交通等の事業者など、復旧・復興には様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携して道路啓開、航路啓開等のハード対策を着実に推進するほか、警戒避難体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を進める必要がある。

(地籍調査等の促進)

○災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことが重要となるため、更なる調査等の促進を図る必要がある。

8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が 大幅に遅れる事態

(浸水等の被害軽減に資する対策の推進)

○「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」に基づき地盤沈下状況の調査・観測を実施する必要がある。 また、河川海岸堤防等の耐震化など地震・津波による浸水対策を着実に推進するとともに、長期 湛水が想定される区域における効率的かつ効果的な湛水排除を実施するための事前対策や体制 を整備しておく必要がある。

(水閘門等や排水機場の耐震補強の推進)

○河川の河口部や海岸にある水閘門等が、地震後も操作が可能となるよう耐震補強等を推進する必要がある。また、排水機場については、地震後地域の排水機能を確保するため耐震補強を推進する必要がある。

8-6 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ

(仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた体制強化)

○応急仮設住宅の建設候補地の見直しと定期的な候補地台帳の更新を図るほか、市町村や民間企業等との連携により、人材や資機材の確保等、災害後の迅速な建設体制を整備する必要がある。 (応急危険度判定士7,435人(H25))

(既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保)

○被災者が早期に住居を確保することができるよう、市町村や民間企業との連携により、公営住宅や民間賃貸住宅等の情報を迅速に把握し、既存ストックの活用を図ることができる体制を整備する必要がある。

(自宅居住による生活再建の促進)

- ○被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の養成を促進するとともに、訓練等の実施 により実施体制の整備を推進する必要がある。
- ○自宅居住による生活再建を促進するため、被災住宅の応急修理を適確かつ迅速にできる体制を構築する必要がある。

(2) 施策分野ごとの脆弱性評価結果

1) 個別施策分野

①行政機能/警察·消防等

■行政機能

(業務継続計画等の見直し)

○南海トラフ地震をはじめとした大規模地震発生時においても、行政機能等を維持するために、業務継続計画や各種防災対策計画等の見直しを図ることが必要である。また、業務継続計画については、その実効性を高めるための訓練や評価を実施したうえで、不断の見直しを図る必要がある。

(非常時優先業務の実施)

○南海トラフ地震をはじめとした大規模地震による影響が長期にわたり継続する場合でも、非常時優先業務の継続に支障をきたすことのないよう対策を図る必要がある。そのためには、業務継続計画等を踏まえ、庁舎の耐震化、電力の確保、情報・通信システムの確保、物資の備蓄、代替庁舎の確保等を推進する必要がある。

(災害対応力の強化)

- ○応急対応に不可欠な広域防災拠点を県内に整備推進するとともに、復旧・復興に不可欠な各種データのバックアップ体制の整備、通信・連絡手段の確保、安否情報や被災者情報の取扱に関する 検討が必要である。
- ○国や関係行政機関、民間等の取組を踏まえて、業務継続計画の策定及び見直し、実効性向上のための取組を進めること等により業務継続体制を強化することが必要である。また、災害対応力を高めるために必要な人材の育成を平時から継続的に実施する必要がある。

■警察・消防等

(救助活動拠点等の耐震化)

○災害時の救助活動拠点や防災拠点となる警察施設、自衛隊施設、消防防災施設、公共・公用施設等の整備や耐震化等を進めるとともに、救援に活用できる施設の調査、救援経路の啓開体制の事前整備等を推進する必要がある。

(災害対応の装備資機材等の充実)

○災害対応のための装備資機材の整備・高度化を適切に行う必要がある。また、共通の通信手段 の充実や民間情報の活用等に配慮しつつ、情報通信施設や通信機材の整備強化、情報収集・提 供手段の多様化・多重化、防災情報等の高度化・共通化を図る必要がある。

(応援部隊の受援体制等の整備)

○災害対応の業務標準化に関する検討を行い、国内外からの応援部隊等の受入れに必要な受援体制を整備すること等を推進する必要がある。

(防災に関連する訓練等の実施)

○災害対応力を向上させるため、警察・消防等の体制強化、職員の災害対応力向上を図るとともに、様々な災害や状況を想定し、計画段階から関係機関で連携を図りつつ、合同訓練の実施や訓練施設の整備を行う必要がある。また、消防団の体制・装備、訓練の充実強化や水防団・自主防災組織等についての啓発活動の実施や社会の変化に応じた見直し等により、地域防災力の充実強化を図る必要がある。さらに、企業における防災対策を促進させるとともに、ボランティア活動の支援体制を整備する必要がある。

(交通制御機能の強化)

○自動車の民間プローブデータ等の多様な情報を活用し、発災後に発生する渋滞、事故の状況を 迅速に把握し、的確な交通規制に活用することが必要である。また、信号機電源付加装置については、中長期的な視点から、着実な整備を進める必要がある

②住宅・都市

(避難施設等の確保の促進・、密集市街地の解消)

○火災予防・被害軽減のための取組を推進する必要がある。地震時等に著しく危険な密集市街地 の改善整備に向けた対策は進んでいるものの、その解消には至っていないため、避難地・避難 路等の整備、沿道建築物の不燃化等により密集市街地の計画的な解消を図る必要がある。

(住宅・建築物等の耐震化)

○住宅・建築物、学校等の耐震化率は一定の進捗がみられるが、医療施設や警察施設、学校施設等の防災拠点となる施設の耐震化を推進・促進する必要がある。また、つり天井など非構造部材や建築設備の耐震対策を推進する必要がある。

(大規模盛土造成地における宅地の耐震化の促進・ゼロメートル地帯対策)

○大規模地震・水害時に被害を受けやすい大規模盛土造成地やゼロメートル地帯等について、土地利用や施設・構造物に脆弱性を有していることから、これらの解消策の検討・実施に取組む必要がある。また、地下街や浸水想定地域の防災対策のための計画に基づく取組を推進し、当該地域や施設の安全性を向上させる必要がある。

(上水道施設の耐震化)

○上水道施設の耐震化を着実に推進するとともに、事業者や県内市町村との連携による人材やノウハウの強化等を進める必要がある。

(下水道復旧の体制等の強化)

○大規模災害時に下水道を速やかに復旧するために、広域的・横断的な応援体制を整備するとと もに、復旧の優先付けや事前対策、また、雨水・下水道再生水等の水資源の有効利用等を普及・ 促進する必要がある。

(帰宅困難者等支援対策の推進)

○名古屋駅周辺地区などの主要な交通結節点周辺における帰宅困難者については、膨大な数の帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保、徒歩での帰宅支援の取組など、ソフト・ハード両面の対策を推進する必要がある。また、一時滞在施設や避難所となる学校施設等は、必ずしも防災機能(備蓄倉庫、蓄電機能、代替水源等)を有していないことから、帰宅困難者・避難者等の態勢確保が必要がある。

(関係機関による連絡調整)

○地震、津波からの円滑な避難、帰宅の実現に必要な交通インフラの早期復旧や、物資の供給停止の回避等実施するため、道路の防災、震災対策や緊急輸送道路・避難路の無電柱化、沿道建物の耐震化、土砂災害・津波・浸水対策等の推進に係る連携調整を関係機関等が事前に行う必要がある。

③保健医療・福祉

(災害時における医療機能の確保)

○広域的かつ大規模な災害の場合、大量に発生する負傷者が応急処置・搬送・治療能力等を上回る おそれがあることから、資機材の確保、協定の締結、訓練の実施及び各種計画の策定等などの地 域の医療機関の活用を含めた適切な医療機能の提供の在り方について、官民が連携して検討する 必要がある。また、医療機能を適切に活用するために、救助、救急、医療及び緊急物資等の輸送 に必要となる緊急輸送道路等の整備を推進する必要がある。

(医療施設等の耐震化)

○災害拠点病院等及び福祉施設のうち、耐震化が未了の施設は、大規模地震により災害時医療の中核としての医療機能や避難所としての機能を提供できないおそれがあることから、耐震化を着実に推進する必要がある。また、災害拠点病院等が災害時に必要な医療を提供できるように、防災・減災機能を強化する必要がある。

(医療施設等における燃料の確保)

○医療・福祉施設において、災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギー整備への支援や自家発電施設の整備促進による防災・ 減災機能の強化が必要である。

(災害医療活動の確保)

○災害派遣医療チーム (DMAT) が災害拠点へ到達できるよう、関係機関が連携し、緊急輸送道路の無電柱化、港湾施設の耐震・耐津波性の強化、情報通信の災害対応力の強化等を推進することにより、災害時の活動経路の早期啓開および医療物資物流を確保する必要がある。

(災害弱者に対する福祉支援ネットワーク等の構築)

○災害時において高齢者、障害者等災害弱者に対し緊急的に対応を行えるよう、民間事業者、団体等の広域的な支援ネットワークを構築する必要がある。また、災害時に必要とされる地域コミュニティの強化と防災力の向上を図る必要がある。

(感染症の防疫と災害医療の円滑化の確保)

○感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する必要がある。また、消毒、害虫 駆除等や、被災者の生活空間から下水を速やかに排除、処理するための体制等を構築する必要が ある。

4エネルギー

(需給主体における対策及び輸配送ネットワークの強化)

○南海トラフ地震により供給能力が大きく損なわれるおそれがあるため、供給側のみならず需要側を含めた総合的な対策を講じる必要がある。また、エネルギーの地域間相互融通を可能とする輸配送ネットワークの強化を検討・促進する必要がある。

(燃料供給バックアップ体制の充実強化)

○燃料供給のバックアップ体制を強化し、サプライチェーンを確保するため、訓練の実施等を通じて実効性を高めるとともに、体制の充実強化や計画等の見直しを図る必要がある。また、石油、ガスの確保に向けた取組を推進する必要がある。

(供給能力を維持する施設やシステムの強化)

○電気設備や製油所の供給能力維持のための施設やシステムの災害対応力強化を図る必要がある。

(燃料供給ルート確保に向けた体制整備)

○発災後の燃料供給ルートを確保するため、啓開ルートの優先性や代替輸送ルートを検討するとと もに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など 必要な体制整備を図る必要がある。

(末端供給拠点の災害対応力強化と重要施設におけるエネルギーの確保)

○エネルギーの末端供給拠点の災害対応力を強化するとともに、避難所や医療施設等において自家 発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保等を促進する必要がある。

(災害時のエネルギー供給の優先順位の整理)

○被災後は燃料供給量に限界が生じる一方、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、関係機関・事業者等と連携しながら、供給先の優先順位の考え方を事前に整理する必要がある。

(地域における自立・分散型エネルギーの導入促進)

○避難所や防災拠点施設におけるエネルギー供給源の多様化のため、コージェネレーション、燃料 電池、再生可能エネルギー等、自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。

⑤情報通信

(県の施策との連携)

○災害や障害発生時等における業務の継続性を確保するため、行政情報通信ネットワークの冗長化 に取り組む必要がある。

(情報手段の多様性の確保)

○J アラート(全国瞬時警報システム)を適切に運用し、職員に緊急情報を速やかに伝達し、的確な初動対応を図るとともに、県民等への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化を着実に推進する必要がある。また、テレビ・ラジオ放送や携帯電話等の通信手段が中断した際にも、情報提供・通信が出来るように通信衛星等の代替手段の確保等が必要である。

(情報の集約化と提供体制の確立)

○帰宅困難者等の対策のための避難・誘導や情報伝達等に係る共通ルールの確立や孤立可能性集落を有する市町村においては、事前の情報の収集・提供を実施や衛星携帯電話等の通信機器の整備、孤立化を前提とした計画の策定等を検討する必要がある。

(情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進)

○電力等の長期供給停止を発生させないように、電力・ガス等の供給ネットワークの災害対応力の 強化や電力・ガス等の制御システムのセキュリティ確保のための評価認証基盤整備が必要であ る。また、道路の無電柱化、土砂災害・津波・浸水対策等の地域の防災対策を着実に推進すると ともに、災害時の公共交通機関の運行状況等の情報提供を行う体制・機能を整備する必要がある。

⑥産業・経済

(サプライチェーンの脆弱性の分析・評価)

○複雑化するサプライチェーンの見える化に努め、特定の工場・事業所等への中核部素材の生産の 集中といった実態を把握し、脆弱性の観点から分析・評価するする必要がある。

(企業BCP策定の促進)

○個別企業のBCPの策定状況は企業規模等によって異なることから、引き続き策定を促進する必要がある。さらに、サプライチェーンを確保するために、企業BCPの策定に加え、企業連携型BCPの策定への取組みが必要である。関係機関や関連他業種が幅広く連携する必要がある。

(策定マニュアル等の作成の促進と普及)

○各企業等におけるにおけるBCP/BCMの策定促進や実効性向上に向けて、ライフライン関係機関および民間事業者と災害時の協力体制の確立を図るとともに、業種・業態にあわせた企業BCP策定マニュアル等の作成を推進するとともに、その普及啓発を行う必要がある。

(サプライチェーン全体の災害対応力の強化)

○BCP策定と合わせ、産業設備の耐震化や非常用電源確保等による災害対応力の強化を図るとともに、サプライチェーンを支えるエネルギー供給、物流、情報通信基盤等における取組を推進する必要がある。また、リスク回避のためのサプライチェーンの複線化、部品の代替性の確保、工場・事業初頭の移転・分散配置等について検討・促進する必要がある。

(企業内の人材育成と人材の確保)

○企業BCPの実効性を確保・定着させるため、継続的な教育・訓練による企業内の人材育成に努めるとともに、PDCA サイクルにより企業BCPの改善を図っていく必要がある。また、例えば復旧・復興を担う建設業等においては、技能労働者等の高齢化の進展等担い手不足等の課題があり、人材の確保・育成に向けた取組み、環境づくりを進める必要がある。

(金融機関における防災対策の推進)

○金融機関における建物等の耐災害性の向上やシステムのバックアップ、災害時の情報通信機能・ 電源等の確保やBCPの策定を引き続き促進する必要がある。

⑦交通•物流

(災害時における代替輸送ルート等の検討)

○交通施設に関する耐震化等の対策が十分に進捗していないことに加え、幹線交通の分断の様態によっては、現状において代替機能が不足することが想定されるため、災害時の代替輸送ルートの確保だけでなく、輸送モード相互の連携・代替性の確保について、関係機関が連携して幅広い観点から更なる検討を進める必要がある。

(輸送経路啓開や鉄道の運転再開に向けた体制整備)

○発災後の迅速な輸送経路啓開や鉄道の運行再開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の 充実、情報共有・提供など必要な体制整備を構築する必要がある。

(物流に係る各種BCPの策定)

○企業ごとのBCPに加え、企業連携型BCPの策定に取り組み必要がある。また、港湾のBCPの策定により、港湾施設の多発同時被災による能力不足、船舶の被災による海上輸送機能の停止への対応を検討する必要がある。

(物流施設・ルートの耐災害性の強化)

○海上交通管制の一元化、航路啓開計画の策定、大規模な広域的防災拠点の選定等の物流施設・ルートの耐災害性を高める取組を推進する必要がある。

(港湾における津波避難対策の強化)

○港湾における津波避難対策の検討については、関係機関相互の情報共有を図り、対策を議論する ための検討体制を構築する必要がある。また、避難路や避難場所の整備を進める必要がある。

(迅速な道路啓開、復旧の体制整備)

○道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の育成を促進することで、迅速な道路啓開、復旧の体制を整備する必要がる。

8農林水産

(災害時における食料確保対策の強化)

○とう精場の確保や家庭内備蓄を促進することで、食料確保対策を強化する必要がある。また、食品産業事業者や施設管理者のBCP策定等について、今後、取組を強化していく必要がある。

(食品流通の早期再開に向けた連携・協力体制の拡大)

○災害時において、複数の調達先を確保できるよう、食品産業事業者や関連産業事業者(運輸、倉庫等)と米穀の調達に関する協定の締結を拡大・定着させる必要がある。

(農林漁業施設の防災機能の強化)

○農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、基幹的農業水利施設、漁港施設等の 耐震対策や長寿命化計画の策定、排水施設の整備・機能強化等を進める必要がある。

(農山漁村の防災機能の強化)

○農山漁村における重要な保全対象施設の整備を推進するとともに、ため池のハザードマップ作成を行う等、ハード・ソフト対策を組み合わせて、防災機能の強化を推進する必要がある。

(森林等の保全管理と体制整備)

○仮設住宅資材としての県有林材の供給を確保する必要があるが、人口の減少や高齢化等の進行に 伴い、森林等の保全・管理を適切に行うことが困難となりつつあるため、地域コミュニティ等に よる地域資源の適切な保全管理や適切な間伐等を推進する必要がある。

(森林の有効活用)

○津波の減勢効果を併せ持つ海岸防災林の機能維持・向上を図る必要がある。地域コミュニティと 連携した森林の整備・保全活動を推進し、森林の持つ多面的機能の持続的発揮するため、木材の 積極的な利用を促進する必要がある。

9県土保全

(総合的な県土保全対策の推進)

○南海トラフ地震をはじめとする地震・津波、土砂災害等の大規模自然災害に対して備えるため、防災対策の充実に向けた取組を進めており、引続き、防災施設の整備による対策の強化が必要である。また、海岸堤防等の整備、河川堤防等の整備・機能強化、砂防施設等の整備、堤防等の耐震化、下水道施設の整備等の施設整備を促進するとともに、各種災害に対するハザードマップの作成や警戒避難体制整備の促進、IT を活用した災害情報の収集・提供等のソフト対策を実施する必要がある。

(減災に資する対策の推進)

○防災・減災に資する施設の整備については、適正かつ計画的に取り組むとともに、コスト縮減を 図りながら、投資効果の高い箇所に重点的・集中的に行う必要がある。

(既存施設の管理・活用の推進)

○海岸保全施設、河川管理施設、下水道施設等の長寿命化計画を策定し、計画的な維持管理を行う とともに、既存施設の効率的な管理・活用を推進する必要がある。

(地震観測体制等の推進による県土保全対策の強化)

○直接的な施設整備やソフト対策、施設管理のみならず、地震観測体制等の推進を図る必要がある。

(人材の育成と技術的支援体制の整備)

○災害復旧に不可欠な人材の育成やノウハウを身につける防災・減災教育をけん引する施設が必要である。また、東日本大震災等での事例や県内市町村の災害ボランティア受入体制の整備状況を踏まえ、災害時のボランティア活動の支援体制を整備する必要がある。

⑪環境

(災害廃棄物処理計画策定等の促進)

○大規模な災害を想定した場合、個別自治体の震災廃棄物処理計画のみでは対応が不足するだけでなく、市町村における災害廃棄物処理計画の策定を促進するとともに、実効性の向上に向けた教育訓練による人材育成を図る必要がある。また、災害廃棄物処理に向け、他圏域を含む地方公共団体、関係団体及び民間企業(廃棄物処理業、建設業等)との広域連携体制の整備が必要である。

(災害廃棄物処理対策の強化)

○大規模な震災により大量の災害廃棄物が発生した場合に廃棄物処理施設や仮置場の確保対策が 必要となるため、最終処分場の容量の確認や災害廃棄物の仮置場の候補地の事前確保する必要が ある。

(浄化槽等の災害対応の強化)

○浄化槽について、被災の影響を受ける可能性の高い浄化槽等の設置・管理状況の自治体による把握や、耐震性に関する評価手法が十分でなく、大規模な災害時に住民生活等に影響が出るおそれもあり、その対応強化を図る必要がある。みなし浄化槽についてはより災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。

(有害物質の漏えい対策の強化)

○災害の規模等によっては、地方公共団体等のリソースの不足や対応能力の限界が生じ、有害物質 の漏洩が発生し、人々の健康被害が生じるおそれがあり、これに対する対応を進める必要がある。 さらに環境測定の施設や設備の維持・整備する必要がある。

⑪土地利用

(安全な地域づくり)

○地域における自然災害の種類・頻度、地形地質条件等の特性を考慮し、復旧・復興段階をも事前に見据えた検討と安全な地域づくりを行うとともに、利用可能な県有財産(未利用地)のリストアップ、市町村への情報提供、連携体制を構築する必要がある。

(地域機能の維持・強化)

○過疎化・高齢化等、集落におけるコミュニティ機能が低下している現状を踏まえ、地域機能の維持・強化を検討する必要がある。

(各種調査等の推進)

○地籍調査等の進捗が遅れているため、被災前における緊急輸送路の整備等の防災関連事業の遅れや、被災後における復旧・復興の遅れが生じるおそれがあるため、調査等を推進する必要がある。また、官民境界の杭等が液状化等により移動し、境界が不明確となることから、街区の世界座標化を推進する必要がある。

2) 横断的分野

① リスクコミュニケーション

(愛知県の強靱化に関する教育・啓発等)

○愛知県の強靭化を進める上で、全ての関係者が自助、共助、公助の考え方を十分に理解し、自発的に行動するよう、愛知県の強靱化に関する教育、訓練、啓発等による双方向のコミュニケーションの機会が継続的に与えられる必要がある。

(地域の災害対応力の向上)

○災害時の住民どうしの助け合い・連携による災害対応力の向上、被災者の心のケアに重要な役割を果たす地域コミュニティの機能を平時から維持・向上させる必要がある。また、防災ボランティア等による地域を守る組織、団体の主体的な活動について、後方支援等を含め促進する必要がある。

(リスクコミュニケーションの分野横断的な取組)

○リスクコミュニケーションを進める分野横断的な取組が必ずしも十分でないことから、防災研 修等による職員全体の防災意識の高揚、災害対応能力の向上を図るとともに、関係者が連携して 取組を進める協議会などの推進体制を整備する必要がある。

(民間投資を促す企業等への普及啓発)

○企業、県民における住宅・建築物の耐震化、備蓄など災害への備えに対する関心が低いことから、愛知県の強靱化のための民間投資を促すための普及啓発が必要である。

(効果的な教育・啓発の実施)

○広範囲にわたる住宅の倒壊や家具転倒等による被害等の軽減・防止を図るため、耐震診断・耐震改修、家具等の転倒防止等に繋がる効果的な教育・啓発等の取組の促進が必要である。

(助け合いの精神を育む防災教育)

○家族、社会、仕事、学校等、生活のあらゆる側面について「助け合いの精神」を考えるきっか けとなる防災教育の実践を考える必要がある。

(非被災地への情報発信)

○非被災地に対して、被害の状況、支援の要望とともに、過度の風評、経済停滞を招かないよう、 今後の復旧・復興の見込み等に関する情報発信の体制を検討する必要がある。

(避難行動要支援者等への対応)

○避難行動要支援者を始めとする要配慮者への災害情報伝達、避難路・避難所、仮設住宅等のバリアフリー化、災害時医療機能の確保等について対応していく必要がある。

(地域機能の維持・強化)

○過疎化・高齢化等、集落におけるコミュニティ機能が低下している現状を踏まえ、地域機能や 都市施設の維持・強化を検討するとともに、地域の活力を高め、東京一局集中からの脱却を図る 必要がある。

(災害対応業務、災害情報の標準化、共有化等)

○災害対応業務、災害情報の標準化、共有化に関する検討推進が必要である。

②老朽化対策

(インフラ老朽化対策等の推進)

○高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することが課題となっているため、戦略的なアセットマネジメントを展開し、計画的で効率的な維持管理・更新を推進していく必要がある。また、広大なゼロメートル地帯対策としても有効な物流インフラ網の構築も考慮する。

(維持管理の制度や体制整備支援)

○老朽化したインフラの中には、維持管理に必要な情報が不明な施設や、維持管理に係る基準やマニュアル等のばらつき、維持管理を担当する技術職員の不在、若しくは不足など、制度や体制についても、十分とはいえない面があるため、BCPの充実などを図り、体制整備支援等を図る必要がある。

③研究開発

(強靱化に関する研究開発の促進)

○国土強靱化に関する研究開発によるイノベーションを促進するため、研究開発の体制づくりの 促進と成果の普及を図る必要がある。

(地震防災対策等に関する研究調査)

○大学等の研究組織と連携しながら地震防災対策に関する調査・研究を行い、行政のみならず、 県内の民間企業、住民等に広く情報発信、教育・啓発するとともに、情報交換を行い、相互の認 識の共有化を図る必要がある。また、実際の防災・減災対策においても、得られた研究成果の活 用を図る必要がある。

(技術開発成果の転用と活用)

○愛知県の強靭化の取組には、地球観測衛星による迅速な災害情報の収集・配信、老朽化点検・診断技術等、応用技術に至る幅広い分野の研究開発が求められる。このため、愛知県の強靭化以外の分野を含めた技術開発成果の転用、活用について検討し、長期的な視点に立って効率的、効果的な技術開発を進める必要がある。

④産学官民・広域連携

(大規模災害時の広域連携)

○大規模災害の発生に伴う救助支援、物資の供給、災害廃棄物処理等、地域のみでは対応できない ことが想定されることから、広域的に行政や関係団体及び民間企業の連携体制や応援体制を構築 する必要がある。

(地域のシンクタンク機能の充実、継続的な議論の場の充実)

○地域の発展における頭脳・原動力・情報発信の拠点となるシンクタンク機能、防災教育の拠点を充実するとともに、愛知県の強靱化に係る課題等について、様々な場面で継続的に議論される場が必要である。

(基幹的広域防災拠点の整備等)

○首都や隣接県の機能不全等が発生した場合の代替 (バックアップ)・支援機能の強化等も視野に 入れながら、中部圏において基幹となる広域防災拠点の整備検討を進める必要がある。

(市町村間の協調・連携に係る取組の推進)

○西三河防災減災連携研究会、東三河地域防災協議会、名古屋市近隣市町村防災担当課長会議等 の市町村間の協調・連携に係る取組を推進する必要がある。